

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第11節 その他の学内組織 (カウンセリングセンター)</p> <p>第49条 京都大学に、カウンセリングセンターを置く。</p> <p>2 カウンセリングセンターに関し必要な事項は、別に定める。 (大学文書館)</p> <p>第50条 京都大学に、大学文書館を置く。</p> <p>2 大学文書館に関し必要な事項は、別に定める。 (その他の学内組織)</p> <p>第50条の2 前2条に定めるもののほか、京都大学に、研究科又は学部が一定期間連携して教育を行うための組織を置くことができる。</p> <p>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p>第50条の3 前3条に定めるもののほか、京都大学に、研究科、研究所等が一定期間連携して研究を行うための組織を置くことができる。</p> <p>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p>第51条 第49条から前条までに定めるもののほか、京都大学に必要な学内組織を置く。</p> <p>2 前項の学内組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第11節 その他の学内組織 (カウンセリングセンター)</p> <p>第49条</p> <p>2</p> <p>第50条</p> <p>2</p> <p>第50条の2</p> <p>2</p> <p>第50条の3</p> <p>2</p> <p><u>第50条の4 第49条から前条までに定めるもののほか、京都大学に、「世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム」を実施するための研究拠点を置く。</u></p> <p><u>2 前項の研究拠点に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第51条</p> <p>2</p> <p>附 則 この規程は、平成19年10月1日から施行する。</p>

(同 左)

(同 左)